

議案第 1 1 号

琴浦町交通安全指導員条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町交通安全指導員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成 3 1 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町交通安全指導員条例の一部を改正する条例

琴浦町交通安全指導員条例(平成16年琴浦町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命)</p> <p>第4条 指導員は、次に該当する者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町内に居住する年齢<u>満18歳</u>以上70歳未満の者。<u>ただし、継続して任命するときは、満70歳以上の者であっても任命することができる。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任命)</p> <p>第4条 指導員は、次に該当する者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町内に居住する年齢<u>満20歳</u>以上70歳未満の者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、現に任命されている琴浦町交通安全指導員の任期については、なお従前の例による。